



2019 年度 募集要項

秀林日本語学校
秀林外語専門学校
日本語学科

◆募集学校・学期・修業年限・出願資格

学校名	入学時期	修学年限	レベル	申請資格
秀林 日本語学校	4月	1年	初級	①母国において、12年の義務教育を受けた者。 ② JLPT N5・NAT-test 5級のいずれかに合格の者。
			初中／中級	①母国において、12年の義務教育を受けた者。 ② JLPT N4・J-test 準D級・NAT-test 4級のいずれかのレベルの者。
	7月	1年9ヶ月	初級	①母国において、12年の義務教育を受けた者。 ② JLPT N5・NAT-test 5級のいずれかに合格の者。
	10月	1年6ヶ月	初／初中級	①母国において、12年の義務教育を受けた者。 ② JLPT N5～N3・J-test 250点以上・NAT-test 5～3級のいずれかに合格の者。
秀林外語 専門学校 日本語学科	4月	1年	中級	①母国において、大学及び大学相当を卒業した者。 ② JLPT N3・J-test 準D級・NAT-test 3級のいずれかのレベルの者。 ③日本での就職を希望する者。

◆学費等

(円)

学校名	修学年限	入学金	学費	施設費	学生活動費等	合計
秀林日本語学校	1年	50,000	620,000	30,000	30,000	730,000
	1年9ヶ月	50,000	1,085,000	52,500	53,000	1,240,500
	1年6ヶ月	50,000	930,000	45,000	50,500	1,075,500
秀林外語専門学校 日本語学科	1年	50,000 <small>※秀林日本語学校生で、 2年目の方は免除</small>	620,000	30,000	30,000	730,000

※学生活動費等には、所定日の健康診断費用・レクレーション費（一部）・傷害保険料・教材費等が含まれています。

※別途15名以上の希望者で、オプション講座（日本語補習・日本ビジネス講習等）を開校いたします。

◆出願期限等

*秀林外語専門学校は、一括申請でないため公布日は未定となります。

入学時期	受付期限	申請書類締切日	入国管理局一括申請日	交付日
2019年4月生*	2018年10月5日	2018年11月5日	2019年11月下旬	2019年2月下旬*
2019年7月生	2019年1月18日	2019年2月15日	2019年3月中旬	2019年5月下旬
2019年10月生	2019年3月29日	2019年5月3日	2019年6月上旬	2019年8月下旬

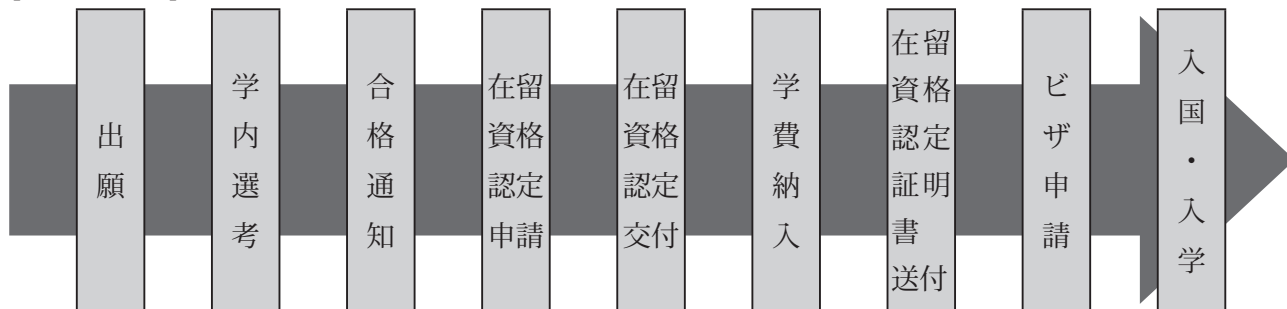
◆出願方法

出願方法	【日本国外申請】 本校が指定する現地の会場で、試験・面接を受け、合格者のみ、出願及び在留資格認定証明書の申請手続きをすることができます。尚、合格者又は、代理人が出願及び在留資格認定証明書の申請手続きをする場合は、本校まで申請手続きに必要な書類を郵送してください。
	【日本国内出願】 本校が指定する日時までに願書及び在留資格に関する書類を提出してください。
選考方法	書類選考、面接

◆出願先	秀林日本語学校 〒130-0026 東京都墨田区両国 1-2-3 TEL 03(3632)1071 FAX 03(3632)5731	秀林外語専門学校 〒136-0072 東京都江東区大島 3-4-7 TEL 03(3638)7511 FAX 03(3638)7515

◆入学までの流れ

【日本国外申請】



【日本国内申請】



※学費等納入金は、1年9ヶ月および1年6ヶ月の方は、1年相当分を1回目としてお支払いください。

◆在留資格認定証明書申請に必要な書類（日本語の翻訳を付けてください）

【留学申請者準備資料等】		
① 選考料 (25,000 円)		
② 所定申込書 (計 6 枚)	原本	理由書翻訳
③ 最終学歴卒業証明書	原本	翻訳添付
④ 最終学歴普段成績表	原本	翻訳添付
⑤ JLPT、J-test、NAT-test、合格証及び成績表	原本	—
⑥ 身分証	原本	翻訳添付
⑦ 証明写真 40mm × 30mm (5 枚以上)	原本	—
⑧ パスポート (出入国歴がある場合、履歴ページの写し)	写し	—
注：再申請の場合、戸籍簿の写しも追加提出 (家族全員分)。	写し	翻訳添付
【経費支弁者が日本国外に居住時】		
⑨ 申請人と経費支弁者の親族関係公証書	原本	翻訳添付
⑩ 銀行預金残高証明書 (300 万円程度)	原本	—
⑪ 在職証明書 →法人代表の場合、営業許可書を提出	原本	翻訳添付
⑫ 収入証明書 (過去 3 年分) →法人代表の場合、納税証明書を提出	写し	翻訳添付
【経費支弁者が日本国内に居住時】		
⑨ 申請人と経費支弁者の親族関係公証書	原本	翻訳添付
⑩ 銀行預金残高証明書 (300 万円程)	原本	—
⑪ 在職証明書	原本	—
⑫ 課税証明書 (過去 3 年分)	原本	—
⑬ 住民票 (家族全員分)	原本	—
注：再申請の場合、通帳の写しを追加提出 (過去 3 年分)。		

※入国管理局から、追加の資料が求められる場合があります。

※不交付歴のある方は、別途ご相談ください。

◆入学通知および返金

<p>★ 東京入国管理局より在留資格認定証明書の交付を受けた方は、指定日までに本校指定銀行口座に入学金並びに授業料、施設費、学生活動費等を納入してください。納金の確認後、在留資格認定証明書、入学許可書等をお渡しいたします。</p> <p>在留資格認定証明書が不交付だった場合、選考料を納入してください。</p>
<p>★ 在留資格認定証明書は交付されたが、入国査証（ビザ）の申請を行わず、来日しなかった場合、選考料と入学金を除く納入金を返還いたします。ただし、入学許可書原本および在留資格認定申請書原本の返却が必要です。</p>
<p>★ 在留資格認定証明書は交付されたが、現地在外公館で査証の交付が認められず来日できなかった場合、選考料と入学金を除く納入金を返還いたします。ただし、入学許可書原本の返却および在外公館において査証が発給されなかった事実の確認が必要です。</p>
<p>★ 在留資格認定証明書および査証は交付されたが、個人の都合で来日以前に入学を辞退した場合、選考料と入学金を除く納入金を返還いたします。ただし、入学許可書原本の返却および入国査証が未使用かつ失効である事実の確認が必要です。</p>
<p>★ 入国査証を所得して来日し入学した学生が、自主都合により中途退学した場合は、学費等納入金について原則として返還いたしません。また、来日後の不入学に伴う納付金の返還についても、中途退学同等として、本項の規定通り返還いたしません。</p>
<p>★ 入国査証を所得し来日、入学した学生が、ビザ延長不可のため中途退学した場合は、選考料、入学金、施設費、学生活動費は返還いたしません。授業料は授業不参加となった翌月以降分を月割りで返還いたします。但し、本人に起因する原因の場合は、中途退学同等として、返還いたしません。</p>
<p>※海外送金・銀行手数料は、ご負担ください。また、返金の際も送金手数料を差し引いた額の返金となります。</p>

◆入国手続き

<p>★ 入学志願者は『パスポート（旅券）』と『在留資格認定証明書』その他必要書類を揃え日本国在外公館で査証取得の手続きをしてください。手続き終了後、入国（入学）です。</p>
--

言葉はきっと、世界をつなぐ



Since 1988

秀林日本語学校

URL <http://japanese.shurin.ac.jp>
e-mail japanese@shurin.ac.jp

秀林外語専門学校

URL <http://shurin.ac.jp>
e-mail info@shurin.ac.jp